

国の出先機関の受け皿としての「新潟州」の位置づけ

新潟州構想は、停滞している国の地方分権・地域主権改革を地方から動かす狙いもある。その意味では、広域自治体から基礎自治体への権限移譲を進めると同時に、国から地方へ権限移譲を進めることも重要な要素となり得る。

国からの権限移譲については、地方分権改革推進委員会においても第2次勧告で言及したところであるが、現政権は平成21年8月の総選挙において「国の出先機関の原則廃止」を掲げ、現在、平成22年12月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、地域主権戦略会議のアクション・プラン推進委員において、平成24年通常国会に提出予定の法案などを中心に、検討を行っているところである。

1 基本的な考え方

- 現政権は、「中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方にできることは地方に移譲します」とし、「国の出先機関の原則廃止」を掲げている。
- そもそも、「近接性・補完性の原理」から、住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な行政が司るべきであり、これまでの地方分権改革推進委員会などの議論や、アクション・プラン（平成22年12月28日閣議決定）を見ても、一定の国の出先機関については、地方へ移譲すべきとする考え方に異論はないところ。
- 事務権限に応じた財源と必要な人員がセットで移譲されれば、地方ができないとする理由はない。

2 広域的な受け皿の必要性

- 平成23年7月に示された「国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）《未定稿》」において、「一定のまとまりを持つ2以上の都道府県が設立する広域連合」が対象とされている。

現在の出先機関単位という考えはあり得るのかもしれないが、なぜ2以上の都道府県を対象とし、単独だと対象にできないのであろうか。

また、同様に国からの権限移譲を想定している道州制特区推進法が「3以上の都府県」を対象としていることとの整合性も図れない。

- 広域的な受け皿の必要性が問われるものとして、河川管理の事例が挙げられることが多いが、実態としては、一部が「中抜け区間」として県管理となっている区間があるほか、そもそも地方整備局を跨ぐ河川については、地方整備局同士の連携により対応しているところである。

国の出先機関同士なら連携対応が可能で、国の出先機関と都道府県とが連携対応ができないとするのは理由がないのではないか。

因みに、関西広域連合が受け皿となる場合、当然、隣接する国の出先機関との連携が必要となるはずであるが、なぜ都道府県との連携ではだめなのだろうか。

- 「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月：全国知事会）によれば、5～6割の事務権限は地方で受入可能と整理されており、都道府県内で完結する事務権限は「都道府県単独で受け入れ」とされるとともに、都道府県域を越えるものであっても「都道府県間の情報共有や域外権限の付与などで対応」することも想定されている。

また、『「国の出先機関改革に係る中部圏研究会」検討状況報告（中間とりまとめ）』（平成23年7月：中部圏知事会議）においても、97%の事務権限は単独で受入可能と整理されている。

- 現在、道州制特区推進法で対象となっているのは北海道だけである。しかしながら、北海道で国からの権限移譲が進んでいるとは言い難い状況にある。

現行の枠組みにおいて単独でやれる地域があるのに、権限移譲が進んでいない現状を鑑みると、必ずしも「広域的受け皿論」が、すべてではないというアプローチもあり得るのではないか。

3 受け皿としての「新潟州」

- 「広域的受け皿論」が、国の出先機関改革を進めるための「丸ごと移管」に

向けた便法であるとしても、関西や九州などと違い、関東や中部などのエリアは国の出先機関の管轄区域が錯綜しており、特に新潟の地勢学的な特性については、例外的な取扱いを認めなければ、移譲が進まないという現実がある。

- こうした中、「新潟州」が地方分権の受け皿となり、拠点性の向上や成長戦略の強化などを図る過程において、現在、国の出先機関が行っている事務権限の移譲を積極的に受けることで、地域の総合力を高めることが可能となる。
- この際、県と政令市がそれぞれで受け皿を目指すことが妥当なのか、それとも県と市が共同で受け皿を目指すことが、よりよい受け皿づくりにつながるのか、といった観点も考慮して進めていく必要がある。

4 想定される具体の事務・権限

- こうした考えの下、新潟州が担うべき事務・権限として、新潟の地域ポテンシャルを活かせる、新潟の発展に資するものは何か、という観点で具体の事務・権限を、今後、本検討委員会において掘り下げていくこととしたい。
- 「アクション・プラン」や、平成24年通常国会に提出予定となっている国の出先機関改革に係る法案などに留意しながら検討を進めていく必要があると思われるが、現時点でターゲットとして想定されるものは次のとおりである。

【公共職業安定所（ハローワーク）】

主に基礎自治体が担う福祉政策、主に広域自治体が担う産業政策との総合的な対応が可能となるとともに、住民に身近な事務・権限を地方が担える効果もある。

労働局が都道府県単位の機関であることから、広域的な受け皿の必要性もない。

なお、現在、「アクション・プラン」に基づき、県のUターン情報センター（表参道・新潟館ネスパス）でハローワーク機能を付加する取組を開始したところである。

今後は、重点分野として、県と新潟市でモデルケースをつくり、具体例を示すことも検討すべきでないか。

【地方農政局】

地域農業の振興は地域や個別農家と日常的に接し、その実情に通じている地方が担うべきであり、農業大県である本県の実情や、新潟市が目指している「田園型政令指

定都市」の実現のためにも、必要な分野と考えられる。

現在、全国知事会においても、農地転用権限を重点的に求めており、都市計画権限の第1次一括法や第2次一括法の施行状況なども睨みながら、重点的に検討を進めていくべきと考える。

【 地方整備局 】

本県が有するインフラを活用し、さらなる拠点性の向上を図るためにも、道路や港湾などの総合的なインフラ整備の必要性は高い。

各インフラの相乗効果の発揮や、総合的な地域交通のあるべき姿を構築していくためにも、国の各局縦割りの設計ではなく、トータルで地方が有機的に整備・管理を進められるよう、重点的に検討すべきでないか。

- 本検討委員会では、第4回検討委員会において、県と市が共同で受け皿づくりを目指すことも視野に、重点的に移管を求める分野等について、さらに検討を進めていくものである。

【参考 1】国の出先機関改革に係る「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月閣議決定)

- 1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。
- (1) 広域的実施体制の在り方について
広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。
なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。
- (2) 事務・権限移譲の在り方について
出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

【参考 2】「国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子(素案)《未定稿》」

(平成 23 年 7 月第 2 回アクション・プラン推進委員会資料)

- 2 対象
- (1) 制度を利用できる主体
一定のまとまりを持つ 2 以上の都道府県が設立する広域連合
※ 九州提案の広域行政機構については、引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱う。
※ 北海道及び沖縄県は、単独で主体となり得る。
- (2) 移譲対象
国の出先機関(8 府省 13 機関等)の事務・権限
(出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする)

【参考 3】道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

(平成 18 年法律第 116 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方(3 以上の都府県の区域(平成 18 年 4 月 1 日現在における都府県の区域をいう。))の全部をその区域に含むものに限る。)のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。)の区域をいう。

